

## 奈良県総合医療センター医療ガス等購入 仕様書

この仕様書は、奈良県総合医療センター（以下「センター」という。）が発注する医療ガス等を購入するための単価を決定し契約を行うもので、納入する者（以下「納入者」という。）が行う業務の概要を示すものである。現場の状況に応じて簡易なものについては、仕様書に記載されていない事項であっても誠意をもって行い、センターが安全管理上または業務運営上必要と認めたものは、契約金額の範囲内で実施するものとする。

### 1 目的

病院内の医療ガス等の購入単価を決定し、安全で安定した医療ガス等を需要に基づき供給をすることで病院業務の特性に適した設備の運転を行うことにより、病院業務の円滑な運営に寄与する。

### 2 契約期間

平成 31 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

### 3 代金の請求

1 ヶ月分を月末で締め切り、翌月に請求するものとします。

### 4 納入場所

奈良市七条西町 2 丁目 897-5 奈良県総合医療センター

### 5 納入の要領及び関連業務

- (1) 目的に沿うよう需要にあった計画をたて、当院配管設備に一致する商品を確実に納品できること。また、納品時不足状況が確認できた場合は、適宜補充すること。  
なお、納品時の受け渡しは、センター関係者立会のもとに行うこととし、納入の都度、納入数量を示した納品伝票をセンター関係者に提出すること。
- (2) センターより発注を受けたのち、速やかに指定された日時及び場所に納品すること。
- (3) 液体酸素 CE 設備の保安と補充
  - ① 設備のタンクの残量及び圧力のチェックを月曜から土曜は 1 日 2 回、日曜・祝日は 1 日 1 回検針し、日々保安に努めること。
  - ② 医療用液体酸素のタンクは規定量に達するまでの不足分の補充を行い、センター職員に補充量の確認を受けること。
  - ③ 上記①及び②の際、必ず契約業者の雇用する社員が立ち会いを行い、メーカー任せにならないよう、保安に努めること。
- (4) 各マニホールド室並びに機械室内の保安と補充
  - ① 院内の窒素ガス供給装置について週 1 回の残量点検、また、空気供給装置及び吸引供給装置の作動状況点検を週 1 回行い、保安に努めること。
- (5) 皮膚科に納品する液体窒素について、これを週 1 回納品すること。
- (6) 小型酸素ボンベ（1.4L 型・2.0L 型）について、注文当時回収し、翌日納品すること。ただし、容器検査期限が切れている等、他の事由がある場合はこの限りでない。
- (7) 小型酸素ボンベ（3.5L 型）について、注文当日回収し、当日納品すること。
- (8) ER の酸素ポンペを 1 日 1 回は確認すること。
- (9) 各ボンベは保安法に基づいて定められた時期に高圧ガス容器再検査を実施すること。
- (10) 24 時間 365 日対応すること。
- (11) 竣工図書類、官公庁関係書類及び法的に必要な測定・点検記録等は、常に整理し保管すること。

- (12) 業務従事者は、社名入りの制服又は作業服、名札を着用し、身だしなみ、言語、動作に注意し、常に清潔にすること。
- (13) 異常を発見した場合、若しくは予測された場合は、直ちに報告し、管理者の指示を受けること。
- (14) 納入者は、センターの求めに応じ、必要な情報及び資料の提供を行わなければならない。
- (15) 別紙に記載の数量はあくまで見込みであり、実際の数量は増減することがある。この場合の単価への補償等は一切おこなわない。
- (16) 物品を運送中、破損、汚染などさせた場合は、これらに要するすべての費用は納入者の負担とする。

## 6 納入品目

番号	品目	規格	単位
1	医療用液化酸素	CE	k g
2	日本薬局方酸素	1.4L	本
3	日本薬局方酸素	2L	本
4	日本薬局方酸素	3.5L	本
5	日本薬局方酸素	10L	本
6	日本薬局方酸素	47L	本
7	液体窒素	5L	本
8	窒素ガス	10L	本
9	窒素ガス	47L	本
10	空気ガス	3.5L	本
11	空気ガス	9.5L	本
12	空気ガス	10L	本
13	日本薬局方二酸化炭素	2.2kg	本
14	日本薬局方二酸化炭素	26.8kg	本
15	炭酸ガス	26.8kg	本
16	血液分析用4種標準ガス	10L	本
17	ヘリウムガス	0.7L	本
18	日本薬局方笑気ガス	2.5kg	本
19	日本薬局方笑気ガス	7.5kg	本
20	アルゴン	5L	本
21	高純度アルゴン	5L	本

## 7 負担区分

- (1) 業務に要する物品等は全て納入者の負担とする。
- (2) 本書で指定した各種点検及び法定検査に係る費用は、納入者の負担とする。
- (3) 業務実施に要する病院の施設、電力、水道等の費用はセンターの負担とする。
- (4) 業務に要する工具類については、納入者の負担とする。

## 8 受託者の責務

- (1) 納入者は、センターの名誉を重んじ、これをき損しないよう努めなければならない。
- (2) 納入者はセンター内において知り得た情報を外部に漏らしてはならない。この事項は、納入者がこの業務を解かれた後も持続するものとする。
- (3) 納入者は、常に業務従事者の健康に注意し、伝染性の疾患に感染した者を業務に従事させてはならない。
- (4) センター内は全面禁煙であるため、業務従事者もこれに従うこと。

## 9 引き継ぎ

納入者は、落札決定後、平成31年3月31日までの間、平成31年4月1日からの業務が滞ることのないよう、現在の納入業者から十分引き継ぎを受けるよう最大限努めるものとする。

なお、これに要する費用は、引き継ぎを受ける新たな納入者が負担するものとする。

## 10 その他

この仕様書に定めない事項については、その都度センターと納入業者が協議し、文書により取り決めるものとする。